

## ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム Seedlings of Chiba 部会設置・運営規程

### 【目的】

第1条 この規程は、ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム Seedlings of Chiba（以下「コンソーシアム」という。）における規約第17条第4項の規定に基づき、部会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 【設置の申請】

第2条 部会の設置を申請しようとする会員は、以下を事務局長に提出するものとする。

- (1) 部会設置申請書
- (2) 事業計画書（様式任意）
- (3) 収支計画書
- (4) その他事務局長が必要と認めるもの

2 前項に定める書類の提出があったときは、事務局長は事務局における協議を踏まえて内容を審査し、設置の可否を提出者に通知する。

### 【通称の使用】

第3条 部会は、前条により申請する部会名を正式名称とする。ただし、通称を定めて活動することができる。

2 通称は、部会が作成する対外的な広報物等においても使用できる。ただし、コンソーシアムの名称は積極的に発信するよう努めるものとする。

### 【部会の構成】

第4条 部会は会員により構成する。

- 2 部会には、会員から選任する部会長及び会計担当を置くものとする。ただし、兼任も可能とする。
- 3 部会長は第2条に定める申請における代表者とし、部会を代表して事務を総括する。
- 4 会計担当は、部会の予算及び決算の管理を行う。
- 5 部会長が必要と認める場合は、第1項の規定にかかわらず、会員以外の者を参加させることができる。
- 6 部会長が必要と認める場合は、その他の役職等も設置できる。

### 【設置期間】

第5条 設置期間は、事務局長が設置を認めた日から部会の当初の目的が達成できるまでの期間とし、期間の定めは設けない。ただし、第2条第1項第2号から4号に定める書面については、事業年度ごとに事務局長に提出しなければならない。

### 【活動内容】

第6条 部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、コンソーシアムの目的に資する企画立案・実践・調査・研究等の諸活動を主体的に進める。

3 部会の活動の経過及び成果は随時事務局に報告する他、各事業年度の活動終了後すみやかに以下を事務局長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書（様式任意）
- (2) 収支決算書
- (3) その他事務局長が必要と認めるもの

#### 【活動資金の調達】

第 7 条 部会に係る必要な活動経費は、規約を含む各種規程等に反しない範囲において、部会が任意の方法により調達できる。

#### 【活動経費の助成】

第 8 条 コンソーシアムは、前条に定める部会の活動資金の他に、予算の範囲内において部会の活動経費を助成することができる。

2 助成の対象となる部会及び助成金額は、事務局における協議を踏まえ、事務局長が決定するものとする。

3 事務局長は、部会が次の各号に該当するときは、助成した活動経費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 活動経費に残額が生じた場合
- (2) 活動経費の使途が適切でない場合
- (3) 活動経費の助成決定後、正当な理由無く部会が活動を中止した場合
- (4) 部会が解散した場合
- (5) その他事務局長が必要と認める場合

4 活動経費の費目内訳は、謝礼、人件費、交通費、消耗品費、食糧費、印刷費、記録費、通信費、運搬費、広告料、手数料、筆耕料、委託料、会場費、使用料、材料費、会議費、賞品代、保険料、雑費、予備費とする。なお、第 2 条第 1 項第 3 号に定める収支計画書及び第 6 条第 3 項第 2 号に定める収支決算書には、費目ごとの内訳金額も記載するものとする。

#### 【部会の解散】

第 9 条 部会を解散する場合、部会長は、部会の承認を得たうえで、部会解散届を事務局長に届け出るものとする。

#### 【その他】

第 10 条 この規程に定めるほか、部会の設置に関し必要な事項は、事務局長が定めるものとし、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

#### 【附則】

この規程は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。